

Title	評価規約の規定要因 (1) : 斎藤学説
Sub Title	Valuation rule and two conceptual view of earnings : case of Saito theory (1)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2019
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.2 (2019. 6) ,p.85- 108
JaLC DOI	
Abstract	<p>現行会計に関する評価学説については、大別すれば、計算対象の論理を捨象する立場と、計算対象の論理を組込む立場とがあり得るが、今日、一般化している意思決定有用性学説は、前者に属しているとみてよいであろう。この学説については、拙稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義-意思決定有用性学説 (1) (2) (3)-」(『三田商学研究』第61巻第5・6号, 第62巻第1号)において、計算対象の論理を組込んでいないがゆえに、理論的に破綻していることを筆者なりに明らかにした。</p> <p>現行会計を合理的に説明する説明理論を構築するためには、計算対象の論理を本格的に組込まなければならないであろう。そこで、本稿では、主観のれんの有無をメルクマールにした事業資産・金融資産分類を組込んだ斎藤学説を取上げることにしたい。</p> <p>この斎藤学説は、しかし、他方で、配分・評価分類も採用しているので、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの分類を土台にしている点、しかも、その両分類が等価的同格的な位置を占めている点に、その特質が認められるのである。</p> <p>なお、斎藤学説については、筆者は、すでに、笠井 [2010] において批判的に検討しているが、ここでは、評価規約を中心にして論ずることとしたい。</p> <p>本稿では、斎藤学説の概要を、「事業資産・金融資産分類と評価規約」、 「配分・評価分類と評価規約」、そして「事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係」というみつつの観点から、整理することとしたい。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20190600-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20190600-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 評価規約の規定要因（1）

—— 斎藤学説 ——

笠井 昭 次

### <要 約>

現行会計に関する評価学説については、大別すれば、計算対象の論理を捨象する立場と、計算対象の論理を組込む立場とがあり得るが、今日、一般化している意思決定有用性学説は、前者に属しているとみてよいであろう。この学説については、拙稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）（2）（3）——」（『三田商学研究』第61巻第5・6号、第62巻第1号）において、計算対象の論理を組込んでいないがゆえに、理論的に破綻していることを筆者なりに明らかにした。

現行会計を合理的に説明する説明理論を構築するためには、計算対象の論理を本格的に組込まなければならないであろう。そこで、本稿では、主観のれんの有無をメルクマールにした事業資産・金融資産分類を組込んだ斎藤学説を取上げることとした。

この斎藤学説は、しかし、他方で、配分・評価分類も採用しているので、事業資産・金融資産分類および配分・評価分類というふたつの分類を土台にしている点、しかも、その両分類が等価的同格的な位置を占めている点に、その特質が認められるのである。

なお、斎藤学説については、筆者は、すでに、笠井 [2010] において批判的に検討しているが、ここでは、評価規約を中心にして論ずることとした。

本稿では、斎藤学説の概要を、「事業資産・金融資産分類と評価規約」、「配分・評価分類と評価規約」、そして「事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係」というみっつの観点から、整理することにした。

### <キーワード>

配分・評価分類、事業資産・金融資産分類、企業価値評価、主観のれん、割引現在価値、投下資本回収計算、純利益算出、事後計算と事前計算、期待と事実、売買目的有価証券、満期保有目的有価証券、時価、償却原価、将来キャッシュフローの確定性・不確定性、フロー起点方式、ストック起点方式

〔(利益観⇒計算方式)→評価規約〕といった処理方式（評価規約等の会計処理を規定する諸要因に関するシェーマ）をもつ意思決定有用性学説は、その最上位概念が利益観であり、かつ利益観と計算方式との関係が上位・下位関係にあったので、利益観に基づく分類と計算方式に基づく

分類との間にズレが生ずることは、なかった。しかし、そのことは、逆に言えば、計算対象の論理の捨象（つまり計算対象の論理の組込みの否定）をも意味しているので、（取得原価・償却原価・売却時価といった）諸評価基準を個々の勘定項目に割当てての規約の欠如を招いたのであった。もっとも、この点は、[取得原価・償却原価＝信頼性]と[売却時価＝目的適合性]とのトレードオフ関係といった（情報と意思決定者との関係にかかわる）語用論上の概念によって補完されたのであったが、しかし、そのことによって、諸評価基準の個別的勘定項目への割当規約が合理的に説明されたとは、とうてい言えないというのが筆者の結論である。この点を理論的に十全に是正するとしたら、計算対象の論理を本格的に組込まなければならないと思われる。

そこで、次に、意思決定有用性学説の処理方式〔(利益観⇒計算方式)→評価規約〕における利益観に替えて、計算対象の論理を組込む評価学説を取上げることとしたい。その計算対象の類別としては、まず、事業資産・金融資産分類という企業価値評価にかかわる概念を、いわばそのままの形で会計に持込んでしまった、と言ってもよいかと思われる斎藤学説を祖上に載せることにしよう。

## I 斎藤学説の評価規約の概要

斎藤学説は、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類というふたつの資産分類を両輪として構築されている。そのうち、配分・評価分類は、周知のように、現行会計の評価規約等を支えている基本的な原理であるのに対して、事業資産・金融資産分類というのは、伝統的な会計および会計理論においては、まったく知られていなかった概念と言ってよいであろう。そこで、まずこのふたつの資産分類を概観することにしたい。

### (1) ふたつの資産分類の混在

事業資産・金融資産分類は、元来、ファイナンス理論において用いられている資産分類のようであり、企業価値評価のために便宜な資産カテゴリーに他ならない。すなわち、企業価値というのは、各資産から期待できる将来キャッシュインフロー額を資本コストで割引いた額、つまり企業が保有する各資産の割引現在価値額を集計した金額であるが、その割引現在価値の得られ方が、事業資産と金融資産とでは、異なっているのである。まず前者の事業資産については、その資産を誰が持つかによって、その将来キャッシュインフロー額も資本コストも異なってくるので、事業資産の割引現在価値というのは、同一の財であっても、各企業によって異なってくる。時価というのは、それらが市場で平均化されたものであるから、その事業資産を現実購入し生産的に利用する企業においては、[割引現在価値 > 時価]となっているはずである。その差額[割引現在価値 - 時価]が、いわゆる主観のれんに他ならない。したがって、事業資産の企業価値については、[割引現在価値 = 時価 + 主観のれん]という関係式が得られるのである。それに対して、金融資産については、誰が持とうと、市場価格での取引しか可能でない。つまり、主観のれんがないので、その時価が割引現在価値となる。したがって、金融資産の企業価値については、[割

引現在価値＝時価] という関係式が得られるわけである。

このように、事業資産と金融資産とでは、企業価値を意味する割引現在価値の得られ方が異なっており、その企業価値（割引現在価値）額が、金融資産については、時価によって計測できるのに対して、事業資産については、時価に加えて、主観のれん額を推定しなければならないのである。したがって、この企業価値評価を中軸にして理論が展開されるファイナンス理論においては、事業資産・金融資産は、きわめて重要な概念を意味しているわけである。

以上のように、事業資産・金融資産分類は、企業価値評価上の割引現在価値にとり重要な概念であり、そのかぎりにおいて、この分類の計算目的は、企業価値評価にあると言えるのである。それに対して、会計は、言うまでもなく、一般的に、投下資本回収計算としての損益計算を計算目的としていると考えられており、そのかぎりでは、企業価値評価とは直接的な関連は、ない。そして、この投下資本回収計算としての損益計算という計算目的のもとに、配分と評価という資産分類が形成されており、会計上の評価規約にしても、その資産分類に従って規定されているのである。つまり、会計および配分・評価分類の計算目的は、けっして、企業価値評価ではなく、いわゆる純利益算出なのである。

そうした会計のなかに、事業資産・金融資産という企業価値評価にかかわる資産分類が投げ込まれたのである。そうであれば、まず第1に、（会計上の配分・評価分類にかかわる）純利益算出と（事業資産・金融資産分類にかかわる）企業価値評価との関係が問われなければならない。会計というひとつの体系のなかで、純利益算出と企業価値評価とは、一体どのような役割を分担しているのであろうか。まずもって、そのことが問われなければならないであろう。

そして第2に、会計の計算目的が、そのように、企業価値評価ではなく、投下資本回収計算という損益計算の遂行にあるとしたら、言うまでもなく、会計にしても、企業価値評価にかかわる計算とは異なる特有の性格を具えているはずである。したがって、そこに、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類を持込むとしたら、何らかの調整が必要不可欠であるように思われる。もちろん、齋藤学説においても、その点の考慮が、なされていないわけではない。すなわち、企業価値評価というのは、あくまで、将来のキャッシュインフローの期待にかかわる事前計算の概念であるのに対して、投下資本回収計算としての純利益算出というのは、既になされた企業の経済活動にかかわる事後計算の概念に他ならない。つまり、会計および企業価値評価における計算は、それぞれ事後計算と事前計算という特質を具えているわけである。その点から、事前の期待を事後の事実によって確かめるといことが、齋藤学説においても、強調されているのである。

いずれにしても、事業資産・金融資産分類を会計に持込むさいに、企業価値評価および会計という計算の特質、あるいは第1で述べた計算目的の相違等を考慮して、何らかの調整が図られなければならないことには、くれぐれも留意すべきであろう。

以下、この2点をそれぞれ（i）および（ii）で検討する。そのうえで、そこでの検討結果を念頭におきながら、齋藤学説で主張されている事業資産・金融資産分類の評価規約は（2）において、そして配分・評価分類における評価規約は（3）において、そして、このふたつの分類の関係は（4）において、具体的に紹介することにする。

## (i) 純利益算出と企業価値評価との関係

以上のように、斎藤学説は、純利益算出にかかわる配分・評価分類と、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類というふたつの分類を土台としており、その上に理論構築されている。したがって、まずもって、その純利益算出と企業価値評価との関係が、問われなければならないが、その点については、斎藤学説は、次のように述べている(斎藤 [1999] 6 ページ、ただし、傍点および波線・二重下線は、笠井が付した)。

上述のような企業会計のシステムには、なにより投資家の意思決定に役立つ情報を生み出すことが期待されている。彼らが企業の発行する株式や債券を取引するためには、将来の企業成果を予想して現在の企業価値を評価する必要がある。もちろん、企業会計の生み出す利益の情報は、企業成果の予測値ではなく、現在までの事実を事後的にとらえた実績値である。しかし、情報を開示する側の役割は、基本的にはそうした事実を伝えることに尽きている。事実を知らされたうえで、将来を予測するのは投資家側の役割である。予想に基づく判断の結果は、投資家の自己責任の問題といってよい。

投資家が期待する企業成果は将来のキャッシュフローである。株式であれば配当金と売却時の現金収入、債券であれば利息と満期の償還額(あるいは売却時の現金収入)である。投資家は、それを生み出す企業のキャッシュフローを予測して、企業の価値とそれに基づく株式や債権の価値を評価する。その一方、企業会計の利益情報は、企業の投資と回収のキャッシュフローを、期間ごとに配分し直して成果を測定したものである。それは、あくまで事後のデータにすぎないが、しかしその期間配分の結果には、投資家が予測する将来のキャッシュフローについて、重要な情報が含まれている可能性がある。

上記の引用文はかなり難解であるが、その論点は、おそらく、①純利益算出および企業価値評価の役割に関しては、両者は峻別されるべきであり、具体的には、会計によって分担されるべき役割は純利益算出(二重下線部分)であるのに対して、投資家によって分担されるべき役割は企業価値評価(波線部分)であるということ、そして②純利益算出と企業価値評価との関係に関しては、(会計上の)純利益額が企業価値の評価に役立つべきこと(傍点部分)という2点に纏められるのではないだろうか。すなわち、まず前者の①純利益算出および企業価値評価のそれぞれの役割という側面であるが、純利益額は、予測値ではなく、現在までの事実を事後的に把握した実績値であり(二重下線部分)、会計によって分担されているのに対して、企業価値評価は、企業のキャッシュフローを予測して、企業価値を推定するものであり(波線部分)、投資家によって分担されるべきなのである。その意味で、純利益算出と企業価値評価とは、峻別されなければならない概念ということになろう。他方、後者の②純利益算出と企業価値評価との関係という側面に関しては、その会計上の純利益額は、企業価値評価への役立ち(投資家の投資意思決定への役立ち)を果たしており(傍点部分)、そのかぎりにおいて、純利益額と企業価値評価とは、密接な関係が認められるのである。

要するに、会計は、投資家の意思決定に役立つ情報の提供を期待されているのではあるが、しかし、そうだからと言って、投資家の関心事である企業価値（投資家の意思決定に直接的にかかわっているものとしての企業価値）自体を評価することが会計の役割なのではない。会計の役割は、あくまで、現在までの事実を事後的に把握して、純利益を算出することであり、それに基づいて、投資家が、自己の責任のもとに企業価値を評価し、投資に関する意思決定を行なう、というのが斎藤学説の見方なのである。

いま、純利益算出を会計（配分・評価分類）の「目的」とでもよべば、企業価値評価は、事業資産・金融資産分類の「目的」ということになるのではないだろうか。他方、事業資産・金融資産分類に関する投資家の投資意思決定への役立ちについては、「機能」という用語でよぶことにしよう。こうした用語を用いれば、上記の斎藤学説は、次のようになると筆者は考えている。すなわち、純利益算出という目的を遂行するのが会計であり、他方、企業価値評価という目的、および投資家に対する投資意思決定への役立ちという機能を果たすのは事業資産・金融資産分類、ということになるのではないだろうか。

以上を図示すれば、次のようになろう。

<図表1>

	会計（配分・評価分類）	事業資産・金融資産分類
目的	純利益算出	企業価値評価
機能	—	投資家の投資意思決定への役立ち

#### （ii）会計（純利益算出）および企業価値評価に関する計算の性格

会計処理によって算出された純利益額と将来の期待キャッシュフロー流列および資本コストによって算出される企業価値額とは、いわば異質の概念であり、峻別されなければならない。斎藤学説は、そのことを認識しつつ、純利益算出にかかわる会計に、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類を導入するのであるが、純利益算出（会計）と企業価値評価とが、いわば異質の概念であるいじょう、企業価値評価の概念をそのまま会計に導入することはできないであろう。両計算の性格の相違を考慮して、会計に導入するための何らかの調整がなされなければならないはずである。その点につき、斎藤学説なりの配慮があったことは、確かである。すなわち、事業資産・金融資産分類の導入に伴い、それに基づく評価規約を形成しなければならなかったが、そのさい、斎藤学説においても、企業価値概念を会計に適合させるための一定の調整手段が、考慮されていたのである。

すなわち、会計（配分・評価分類）が事後計算であるのに対して、企業価値評価（事業資産・金融資産分類）は事前計算にかかわっているのであるが、そうした会計および企業価値評価に関する計算の性格の相違は、斎藤学説においても、明確に認識されていたのである。そのことは、（i）の冒頭に掲載した引用文においても、明らかであろう。すなわち、会計の事後計算性につ

いては、二重下線にあるように、「企業会計の生み出す利益の情報は、企業成果の予測値ではなく、現在までの事実を事後的にとらえた実績値である」と説明されているし、他方、企業価値評価の将来予測性（事前計算性）についても、波線部分にあるように、「企業のキャッシュフローを予測して、企業の価値とそれに基づく株式や債権の価値を評価する」と指摘されているのである。

以上によっても既に明らかであろうが、ここでは、いわばそれらを総括したものとして、次のような主張を掲げておこう（斎藤 [1999] 46ページ、二重下線・波線は、笠井が付した）。

会計情報は現在までに生じた事実を測定・開示するものであって、将来の成果を期待して資産価値を評価するのは、投資家側の役割とされるのである。そこでは、企業の実績と現状とが定期的に報告され、投資家はじめ情報の利用者は、その事後の情報をもとに自分の責任で将来を予測する。企業の価値は投資家の期待価値に違いないが、会計情報としての企業資産の価値は単なる将来の期待ではなく、実現した事実がそれらの評価や測定に反映されたもの<sup>2)</sup>と考えるのである。

2) 株主など投資家にとっての企業価値は、いうまでもなく将来の期待に基づくものである。企業価値の増分として定義される株主所得も、同じく期待の産物である。しかし、企業が開示する資産や利益は、投資家が将来を予測するために利用する事実のデータである。投資家の評価がそのまま会計情報になる世界なら、そもそも会計の開示制度はいらないはずである。

以上のように、斎藤学説においては、企業価値評価というのは、あくまで、将来のキャッシュインフローの期待にかかわる事前計算の概念であるのに対して、投下資本回収計算としての純利益算出というのは、既になされた企業の経済活動にかかわる事後計算の概念に他ならない。つまり、会計および企業価値評価における計算は、それぞれ、事後計算と事前計算という特質を具えているわけである。したがって、事業資産・金融資産の概念を会計に導入するにさいしても、事前の期待が事後の事実によって確認されていることが、斎藤学説においても、厳しく問われているのである。

しかしながら、そのことを逆に言えば、企業価値評価にかかわる概念も、事後計算化しさえすれば、会計化する（会計に導入できる）とみなされている、ということではないだろうか。つまり、事前計算の事後計算化しか問われていない、ということでもあろう。そうであれば、事業資産・金融資産分類の会計への持込みに関する調整手段が、この事前計算の事後計算化だけでよいのか、ということが別途問われなければならない。

## (2) 事業資産・金融資産分類と評価規約

以上のように、会計の計算目的が企業価値評価ではなく純利益算出にあること（純利益算出と企業価値評価との峻別）、および、（他方の企業価値評価という計算の特質が事前計算性にあるのに対して）その純利益算出という計算の特質は事後計算性にあること、という2点を念頭におきながら、斎藤学説において、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類が純利益算出にかかわる会

計に導入されたいに、事業資産および金融資産の評価規約が、どのように規定されているのかをみておこう。

#### （i）事業資産・金融資産の評価規約についての基本的考え方

まず両資産の評価原則に関する斎藤学説の基本的な考え方であるが、それは、次のように述べられている（斎藤 [1995a] 42ページ、傍点および二重下線・波線は、笠井）。

さて、こうした企業利益を測るには、価値を評価できる資産とそうでない資産を分ける必要がある。価値を時価で測れない実物資産と、価値が時価に等しい金融資産との違いは、ここでもまた有効な区分である。後者については、利子や配当などを戻し入れた時価の変動を、そのまま投資の成果とすればよい。それに対して前者では、キャッシュフローかそれに代わる事実によって、成果をとらえていくしかないであろう。将来のキャッシュフローがいつでも時価で取引される金融投資と違い、実物投資の成果はキャッシュフローを待たなければ決められない。利益の実現とか原価の配分といった概念が、そこでは依然として意味をもつ。成果の測定に当たって、事前の期待をどのような事実で事後に確かめるのかが、資産の価値と時価の関係に応じて異なるわけである。

このように、時価の変動に基づく成果の測定は、実物投資には無意味でも金融投資には意味がある。それは、値上がり益が「実現可能」だからではなく、金融資産の時価が期待キャッシュフローの価値を与えて、事前の期待を確かめる事後の事実になっているからである。

以上の引用文では、事業資産については実物資産・実物投資といった用語が、また金融資産については金融投資といった用語が、代替的に用いられているが、煩雑さを避けるために、本稿では、それぞれ、事業資産および金融資産という用語で統一する。

ここでは、まず価値（割引現在価値）が時価で測れない事業資産（主観のれんがあり、その企業価値が〔割引現在価値＝時価＋主観のれん〕として表現できる資産）と、価値（割引現在価値）が時価に等しい金融資産（主観のれんがなく、その企業価値が〔割引現在価値＝時価〕として表現できる資産）という分別が、企業利益の測定にも有効であると主張されているが（傍点部分）、しかし、その理由あるいは根拠は、まったく説明されていない。そのかぎりでは、事業資産・金融資産分類は、会計上の企業利益測定のために無条件に適用できるとみなされしまっているかのようであるが、はたして、それでよいのであろうか。そのことは、純利益計算と企業価値評価とを峻別するという考え方と調和するのであろうか。事業資産・金融資産分類の会計への導入の理論的根拠については、筆者は大きな疑問をもっているが、ここでは、当面度外視しておこう。そして、導入できると仮定して、先に進むことにしよう。

#### （ii）金融資産の評価規約

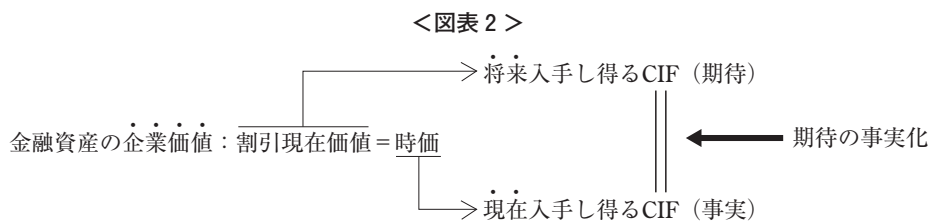
以上のような基本的考え方のもとに、事業資産および金融資産の評価規約が定められるのであ



るが、事業資産については (iii) で取上げるとして、ここでは、まず金融資産をみてみよう。「将来のキャッシュフローがいつでも時価で取引される」この資産については、時価で評価され、かつその時価評価差額が、企業利益になると主張されている。そして、その根拠としては、金融資産の時価が、「期待キャッシュフローの価値を与えて、事前の期待を確かめる事後の事実になっている」、ということが指摘されている ((i) の引用文の二重下線部分)。すなわち、そこでは、(1) (ii) で述べたように、事前の期待が事後の事実になっていることが強調されているのである。この点は、きわめて重要なことなので、別の文献によって、さらに確認しておこう (斎藤 [1999] 50~51ページ、二重下線は笠井)。

そこには (余裕資金を運用するだけの金融投資のこと…笠井注)、事業資産のようなのれん価値が生じない。誰がもつかで価値が異なる事業用実物資産と違い、債券や株式などの金融資産には、誰にとっても市場価格に等しい価値しかない。金融投資の成果を実現させるには、買い入れた資産を市場価格で売却するしか方法がないのである。…… (中略) ……将来の期待収入が現在の時価で取引される金融市場では、市場価格が期待と事実を同時に表わしていると言ってよい。

以上の斎藤学説の主張を筆者なりに纏めれば、次のようにならうか。すなわち、金融資産については、主観のれんがないので、その企業価値を示す等式 [割引現在価値 = 時価] (これが、企業価値にかかわる等式であること、換言すれば、純利益にかかわる等式ではないことには、格別の留意が必要である) において、その左辺の割引現在価値というのは、将来入手し得るキャッシュインフロー (つまり期待値) にかかわっている。他方、右辺の時価というのは、金融市場において現在入手し得るキャッシュインフロー (現在入手し得るキャッシュインフローと言ってしまってもよいかどうかについては、問題なしとしないが、それは後に検討する) にかかわっている。その両者が、等号で結び付けられているのである。したがって、その関係は、次のようにならう (CIF: キャッシュインフロー)。



金融資産の企業価値を表現する上記の算式においては、将来のキャッシュインフロー (の割引かれた現在の価値) と現在のキャッシュインフロー (時価) とが等置されている。つまり、その時価において、将来のキャッシュインフロー (の割引現在価値) と現在のキャッシュインフローと

が結び付けられているわけである。そのことは、金融資産の時価については、将来入手し得るキャッシュインフロー（つまり将来の期待）が現在入手し得るキャッシュインフロー（つまり現在の事実）になっている、ということの意味している。そのことから、斎藤学説は、事前の期待が既に事後の事実になっていると断定し、金融資産の時価評価は、会計の事後計算性という特質を充たしているともみなしているようである。

かくして、投下資本回収計算としての損益計算をその計算目的とする会計において、金融資産は、原理的には、時価で評価されると斎藤学説は主張するのである。

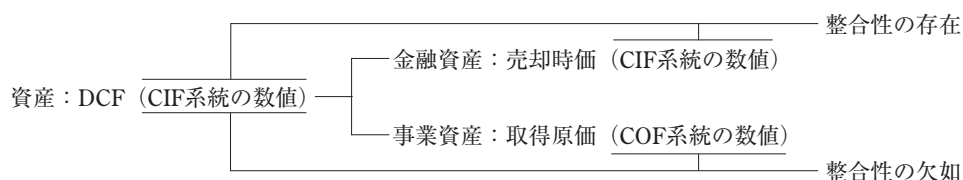
### （iii）事業資産の評価規約

それに対して、事業資産には、主観のれんがあるので、その企業価値は、[割引現在価値＝時価＋主観のれん]となる。この場合には、割引現在価値は、将来の期待値にすぎない主観のれん額を含んでいるので、現在の事実になっていない。したがって、事業資産の成果は、現実にはキャッシュインフローを稼得するまで延引せざるを得ない。そのことから、急転直下（としか筆者には思えない）、この（i）の冒頭に掲げた引用文の波線部分にあるように、「利益の実現とか原価の配分といった概念が、そこでは依然として意味をもつ」という結論を導いている。つまり、事業資産には、原価＝実現原則が適用されるということのようである。したがって、評価規約について言えば、取得原価で評価されるということになろう。

しかしながら、主観のれんの有無をメルクマールにした事業資産・金融資産という分類の理念に照らした場合、はたして、事業資産につき、取得原価という評価規約など導出できるのであろうか。筆者には、どうにも、そのようには考えられないのである。その点を検討するにあたっては、まずもって、事業資産の評価規約を取得原価とみなすことによって、事業資産・金融資産分類に、体系的な亀裂が生じ、ひとつの理論体系としての首尾一貫性が喪失してしまったことを俎上に載せなければならない。具体的には、ふたつの亀裂が入ってしまったのであるが、まず第1の亀裂は、資産概念一般と事業資産との整合性の欠如である。すなわち、事業資産・金融資産分類というのは、本来、企業価値評価にかかわる資産分類であるから、その資産概念一般は、割引現在価値で評価されるべきはずであろう。この割引現在価値というのは、言うまでもなく、キャッシュアウトフローではなく、キャッシュインフロー系統の数値に他ならない。もちろん、事業資産と金融資産とは、主観のれんの有無という相違があるので、量的には、その額は異なるにしても、共に割引現在価値であるいじょう、質的には、キャッシュインフロー系統の数値である。しかるに、取得原価は、キャッシュアウトフロー系統の数値なのである。

以上を示せば、次のようになる（ただし、DCF：割引現在価値、CIF：キャッシュインフロー、COF：キャッシュアウトフロー）。

＜図表3＞



それとのかかわりで、原価＝実現原則は企業価値評価とは異質の評価原則であり、むしろ、会計上の配分・評価分類における配分資産の評価原則に他ならない。したがって、第2に、企業価値評価の系譜に属する金融資産の時価評価と会計上の純利益算出の系譜に属する事業資産の取得原価評価との間にも、亀裂が生じていると言わざるを得ないと筆者は考えている。すなわち、事業資産は主観のれんの存在により、事後計算としての会計においては、その損益は、確定性・確実性を帯びた対価（キャッシュインフロー）が流入するまで（つまり、実現時点まで）、凍結されなければならない。そして、たしかに、その凍結の手段として、現行会計における配分資産に関しては、一般的に取得原価評価が想定されている。しかし、それは、現行会計における配分資産に関するかぎり、理論的にみて、もともと、交換的損益における犠牲値（費用）を表現しなければならないので、取得原価評価が、妥当と言えるからなのである。

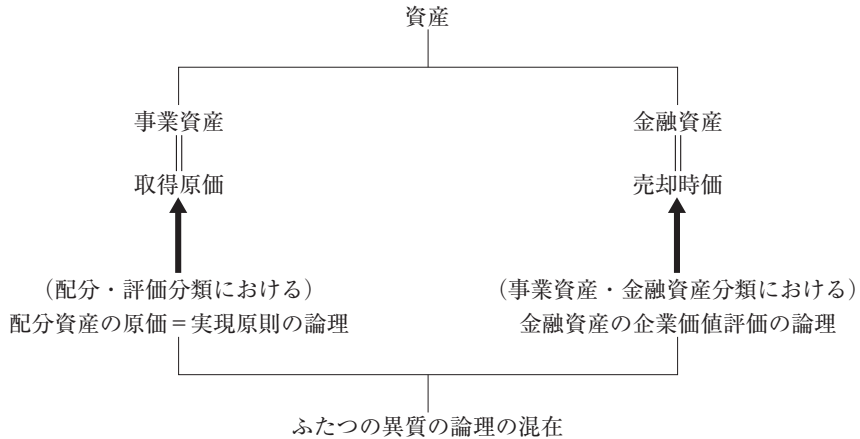
斎藤学説は、そうした配分資産の評価に関する考え方を、単純に援用しただけなのかもしれない。しかしながら、損益の凍結の手段としては、キャッシュアウトフロー系統の取得原価評価しか存在しないわけではない。次に述べるように、キャッシュインフロー系統の売却時価であっても、その当初の額を維持すれば、損益の凍結は、可能なのである。そのかぎりにおいて、損益の凍結と取得原価評価とは、無関係なのである。したがって、損益の凍結と取得原価評価とを一義的に結び付けてしまうこと（損益凍結の必要性から取得原価評価を導出してしまうこと）は、理論的に誤りであると筆者は考えている。

そうした理解にたてば、斎藤学説が、事業資産（実物投資）については、(2)(i)の冒頭に掲げた引用文（波線部分）に示したように、「利益の実現とか原価の配分といった概念が、ここでは依然として意味をもつ」と断定した段階で、事業資産・金融資産分類の論理を放棄した、ということになってしまうのではないだろうか。つまり、事業資産の取得原価評価というのは、原価＝実現原則という配分資産の論理から導出されたものになってしまっているのである。

そうであれば、金融資産の時価評価には、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類（における金融資産）の論理が作用しているのに対し、他方の事業資産の取得原価評価には、会計上の純利益計算にかかわる配分・評価分類（における配分資産）の論理が作用している、ということになってしまうのではないだろうか。斎藤学説の理論体系は、そこにも、ふたつの異質の論理が混在していることになってしまうのではないだろうか。

それを示せば、次のようになろう。

<図表 4>



事業資産の評価規約を取得原価に求めるかぎり、図表3および図表4に示したようなふたつの整合性の欠如が、生じてしまうように筆者には思われるのである。しかし、理論というものが、ひとつの首尾一貫した体系を具えていなければならないとしたら、事業資産の取得原価評価によってこうしたふたつの整合性の欠如が生じたことは、「企業価値評価という観点からは事業資産の取得原価評価を導出できない」ということの傍証になっていると言ってもよいであろう。

それでは、理論をもって首尾一貫したひとつの全体とみるという視点からすれば、斎藤学説における事業資産の評価規約は、どのようなものになるべきなのであろうか。このことは、本来、主観のれんの有無に基づく事業資産・金融資産分類を会計に導入することを主張する論者が、真剣に考えるべきものである。しかし、そうした議論は、なされていないようなので、ここで、筆者なりに考えてみよう。

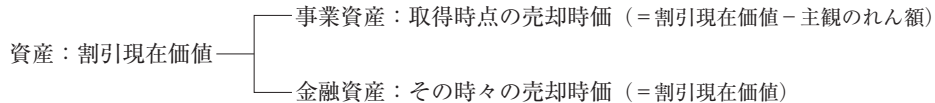
結論的には、事業資産・金融資産分類の論理からすれば、事後計算としての会計においては、事業資産は、取得時の時価（売却時価）で評価されなければならないというのが筆者の考えである。すなわち、事業資産の企業価値は、 $[\text{割引現在価値} = \text{時価} + \text{主観のれん}]$ という算式で表現できるが、その右辺第2項の主観のれん額は、期待値にしかすぎない。したがって、それを含む割引現在価値で評価すると、主観のれんにかかわる期待値の変動差額も、損益に含まれてしまう。言うまでもなく、事後の事実によって確認されなければならない事後計算としての会計においては、それは、避けられなければならない。そのためには、取得時の売却時価（ $= \text{割引現在価値} - \text{主観のれん}$ ）で評価しつつ、その取得時の売却時価を、主観のれんが事後の事実化するまで（いわゆる実現するまで）、引継げばよいのである。そうすれば、未実現の損益は、実現時まで凍結されるのである。先にもふれたように、損益の凍結は、けっして取得原価の専売特許ではないのである。そして、これは、一方、主観のれんの期待値性に関して、事後計算としての会計に導入するための対応策であるから、配分資産に関する原価 = 実現原則の適用とは異なり、金融資産への時価評価と同一の論理に依拠しているのである（図表4の亀裂が避けられる）。他方、その結果と

して、事業資産の数値も、キャッシュインフロー系統の数値になり、資産概念との整合性も回復する（図表3の亀裂も避けられる）のである。

以上のような論理で、事業資産・金融資産分類を事後計算としての会計に導入する場合、主観のれんの有無という企業価値評価にかかわるその分類意識からすれば、事業資産は、取得時の取得原価ではなく、取得時の売却時価（＝割引現在価値－主観のれん）で評価されなければならない、というのが筆者の考えである（この点については、さらに、次のⅡ（3）において詳述する）。

以上を纏めれば、次のようになる。

<図表5>



### （3）配分・評価分類と評価規約

以上において、斎藤学説における評価規約の規定要因としての事業資産・金融資産分類を概観してきた。しかしながら、斎藤学説の評価規約を規定しているのは、この資産分類だけではなく、配分・評価分類もまた、大きな役割を果たしているのである。むしろ、配分・評価分類のほうが、会計実践に近接しており（いわば下位概念に位置しており）、それだけに、現実の評価規約を直接的に規定していると言ってよいのかもしれない。そこで、次に、この配分・評価分類と評価規約との関係を取上げることとしたい。

#### （i）配分・評価分類の導入に伴う理論的混迷

事業資産・金融資産分類のうち、事業資産は、そのまま配分資産になっているが（というより、機械・製品等が帰属している配分資産の評価規約である取得原価評価を事業資産のほうが取入れた、と言った方がいいかもしれないが）、問題は、金融資産である。いま論点を明らかにするために、この金融資産については、便宜、売買目的有価証券と満期保有目的有価証券との二者のみを取上げて、対比的に検討することにする。斎藤学説においては、金融資産は、原理的には時価で評価されるとはされたものの、その下位区分において、売買目的有価証券と満期保有目的有価証券とは峻別され、前者は売却時価で、後者はいわゆる償却原価で評価されるのである。このように異なった評価基準を割当てたうえで、そのうちの満期保有目的有価証券の償却原価を、事業資産の取得原価と同質の評価基準とみなして、配分資産カテゴリーとして括りつつ、他方、売買目的有価証券の時価評価を独立させ、評価資産カテゴリーとして、配分資産カテゴリーと対立させるようである。

このように、現実の会計実践の評価を規定しているのは、むしろ配分・評価分類であるにもかかわらず、この分類の全体像は、斎藤学説によっては必ずしも明確に描かれているとは言い難い。すなわち、斎藤学説によって説明されているのは、主として、金融資産における売買目的有価証

券（の時価）と満期保有目的有価証券（の償却原価）との相違であって、製品等の事業資産（の取得原価）と満期保有目的有価証券（の償却原価）とを含む配分資産の本質、したがって、配分資産と評価資産という二項対立の全体像の意義といったことについては、明らかにされているとは言えないのである。

したがって、斎藤学説における配分資産・評価資産の全体像を描くことは、かなり困難なのであるが、とりあえず、ここでは、金融資産の時価評価から、売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価とへの分化について、かなり詳細に説明している斎藤 [1995b] に基づいて、斎藤学説の主張を概観することにしよう。

## （ii）金融資産の時価評価に関する原理的妥当性と一般的適用性の否定

斎藤学説によれば、（2）（ii）でみたように、その企業価値が「割引現在価値＝時価」で表現される金融資産は、事後計算としての会計において、時価で評価されるのであるが、その点について、斎藤 [1995b] は、「金融投資の時価評価と、それに伴う会計上の損益認識は、目的を企業成果の測定と評価に限れば、原理的に意味をもつ方法とみられる」（斎藤 [1995b] 17～18ページ、傍点は笠井）と総括している。しかし、そのうえで、「問題は、その原則に、どれほどの一般性を認めてよいかである」（斎藤 [1995b] 18ページ、傍点は笠井）というきわめて重要な制約を示唆し、「保有する金融資産に生じた市場価格の変動が、いつでも投資の成果となるのかどうか、その点をよく検討してみる必要がある」（斎藤 [1995b] 18ページ）と述べている。つまり、一度は、金融資産の時価評価は原理的には妥当という結論を出したのに、しかし、それにもかかわらず、個々の金融資産の評価について再検討する必要があることを唱えているわけである。そして、結論的には、「保有目的によって、同じ有価証券でも会計上の評価が変わる可能性がある」（斎藤 [1995b] 18ページ）と主張するのである。かくして、満期保有目的有価証券については、同じく金融資産であるにもかかわらず、時価ではなく、いわゆる償却原価で評価される、という結論を導出しているのである。

こうした主張からすると、どうやら、金融資産の評価が原理的には時価であるという原則を維持したまま、その金融資産の一項目である満期保有目的有価証券の償却原価評価を容認し、金融資産の時価評価原則の一般的適用性を否定しているようである。つまり、金融資産の時価評価につき、原理的妥当性ということと一般的適用性の否定ということが、両立するとみなされているようなのである。

しかしながら、科学理論において、そうした主張が、本当に成立し得るのであろうか。つまり、原理的に妥当なものなら、一般的に適用できるのではないだろうか。逆に言えば、一般的に適用できるからこそ、原理的に妥当と言えるのではないだろうか。もっとも、社会現象には、たしかに、とかく例外現象が随伴しがちではあるにせよ、ここでは、科学理論において、原理的妥当性と一般的適用性の否定との両立を、原理的に認めてしまつてよいのか、ということが問われなければならないであろう。当面の問題に即して具体的に言えば、原理的には金融資産の評価原則が時価であるとしつつ、その一般的適用性を否定し、その一下位カテゴリーについて、時価に無関

係な評価原則を認めた場合、その評価規約の全体像のどこかにひずみが生じないのであろうか。ひいては、その体系そのものに論理的な破綻が生じないのであろうか。

そうした危惧を勘案すれば、金融資産の時価評価に一般的妥当性がないとすれば、金融資産の評価は、原理的にみて、時価ではなくなるのではないだろうか。つまり、金融資産の時価評価の原理的妥当性（金融資産が原理的に時価評価される、という命題の妥当性）にこそ、問題があるとも考えられるのではないだろうか。そうした疑問が湧出するのであるが、しかし、その点も、ここでは、当面、度外視して、議論を先に進めることにしよう。

### (iii) 売買目的有価証券と満期保有目的有価証券との相違

以上のように、斎藤学説は、金融資産概念（の時価評価）から出発して、金融資産の下位概念として、売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価とを導出するのである。そこで、この売買目的有価証券および満期保有目的有価証券につき、その投資の目的、資産の特質、そして計算方式の特質を、斎藤 [1995b] によって抽出することにしよう。

まず投資の目的であるが、それについては、次のように説明されている（斎藤 [1995b] 20ページ、一重下線は笠井）。

債券をどう評価するのは、その投資の目的が、リスクのないキャッシュフローとリスクのある価格との、どちらにあるのかに依存しているとみることもできるのである。

したがって、金利リスクのないキャッシュフローを目的に投資をしたのなら、その期待が事実で確かめられたときに成果をとらえればよい。前節でみたとおり、それが、満期保有を目的とした債券の評価であった。

これによれば、満期保有目的有価証券に関する投資の目的は、リスクのないキャッシュフローであるが、それとは対比的に、リスクのある価格を投資の目的にするのは、いわゆる売買目的有価証券ということになる。この投資の目的の相違という点から、種々の相違が生ずる。

すなわち、まず、投資の目的がリスクのないキャッシュフローである満期保有目的有価証券については、「将来のキャッシュフローが確定された満期保有債券では、その確定した成果を期間配分する観点から償却原価法が選択され」（斎藤 [1995b] 23ページ、二重下線および波線は笠井）と述べられている。

つまり満期保有目的有価証券に関しては、その評価原則および資産の特質として、それぞれ、償却原価で評価すること（波線部分）、そして将来のキャッシュフローが確定していること（二重下線部分）の2点が指摘されている。さらに、計算方式上の特質については、次のように説明されている（斎藤 [1995b] 21ページ、傍点は笠井）。

債券投資のように、将来にわたる成果が約束されたケースでは、満期以前の処分を想定しないかぎり、その成果を帰属する期間に配分すればよい。ストックの評価は、こうした期間

配分の観点から決められるのである。

これは、ストック額が、その固有の価値で評価されるのではなく、成果計算におけるフローの結果としていわば従属的派生的に算出されるということの意味するものであろう。すなわち、今日一般に言われている収益費用観（フロー起点方式）が、満期保有目的有価証券の計算方式上の特質とみてよいであろう（傍点部分）。

次に、投資の目的がリスクのある価格である売買目的有価証券については、次のように説明されている。

「中途の処分によって約束のキャッシュフローを変えられる債券には、価値を評価して変動をとらえる観点から、時価法の適用が拡大されているのである。」（斎藤 [1995b] 23ページ、二重下線および波線は笠井）

「満期以前に処分する可能性がある場合には、債券の保有は投機のポジションにほかならない。いつ、いくらで処分されるかがわからない以上、最終的な成果もそのときがくるまで確定しない。そのような金融投資では、年々の成果がストックの評価を通じて測定されていく。」（斎藤 [1995b] 22ページ、二重下線および傍点は笠井）

売買目的有価証券は時価で評価すること（波線部分）、この資産の特質としては将来のキャッシュフローが不確定なこと（二重下線部分）、そして計算方式は今日一般に言われている資産負債

---

1) なお、満期保有目的有価証券と売買目的有価証券という概念の特質は、保有目的の相違としても、語られているようである。すなわち、斎藤 [1995b] は、金融資産の時価評価の一般適用性を否定した後に、次のように述べているのである（斎藤 [1995b] 18ページ、二重下線・波線は笠井）。

保有目的によって、同じ有価証券でも会計上の評価が変わる可能性があるのである。時価主義を大幅に取り入れた FASB の基準書第115号でも、満期まで保有される債券は、時価ではなく償却原価で評価することになっている。

つまり、売買目的有価証券の時価と満期保有目的有価証券の償却原価とは、保有目的の相違とみなされているのである。しかし、その保有目的の相違とは、一体、何を意味しているのだろうか。我が国でも、配分資産と評価資産とは、保有目的の相違によって識別されていると一般にみなされているので、保有目的の相違ということに、さして疑問を抱くことなく、了解してしまうのかもしれないが、実は、用語が先走り、その具体的内容は、必ずしも明らかではないと筆者は考えている。斎藤 [1995b] においても、明確に定義されているとは言い難いが、保有目的というのは、次のように説明されている（斎藤 [1995b] 18ページ、波線・二重下線は笠井）。

オンバランスの現物証券のうち、売買目的でないものは時価で評価しても損益認識を繰り延べるのがこの基準書（FASB の基準書第115号のこと…笠井注）の特徴だが、満期保有目的の債券に限ってわざわざ償却原価法を定めたのはなぜか。売れば売れるものを時価で評価するという原則は、その保有を続けるかどうかといった、将来における機会の選択には依存しない考え方ははずであらう。売らざるもどろ



観（ストック起点方式）であること（傍点部分）、の3点が挙げられているようである。

以上を纏めれば、次のようになろうが（CF：キャッシュフロー、F：フロー、S：ストック）、ここで、齋藤学説における配分・評価概念には、資産の特質等の実体的概念（計算対象に関する意味論的規定）、およびフローとストックとの関係にかかわる収益費用観・資産負債観といった計算方式上の概念が混在している、という点にはくれぐれも留意すべきであろう。

<図表6>

	満期保有目的有価証券（配分資産）	売買目的有価証券（評価資産）
評価基準	償却原価	時価
投資の目的	リスクのないCF	リスクのある価格
資産の特質	将来のCFの確定性	将来のCFの不確定性
計算方式上の特質	収益費用観 [F → S] (フロー起点方式)	資産負債観 [S → F] (ストック起点方式)

#### (iv) 売買目的有価証券・満期保有目的有価証券と配分・評価分類との関係

以上の説明は、金融資産の一部である売買目的有価証券の特質と満期保有目的有価証券の特質との相違にしかすぎないが、その相違の根底には、配分と評価という基本的思考の対立が潜んでいると齋藤 [1995b] はみているようであるが、その点については、次のように述べられている（齋藤 [1995b] 21～22ページ、二重下線・波線は笠井）。

うかで市場性ある金融資産の評価を変えらるのなら、はじめから時価を原則とすべきではなかったなどということにもなりかねない。

こうした主張からすれば、保有目的というのは、「将来における機会の選択」（二重下線部分）ということにかかわっており、具体的には、「将来保有を続けるかどうか」あるいは「将来売るつもりかどうか」（波線部分）ということ、つまり売却意図の存否を意味しているのではないだろうか。要するに、売買目的有価証券の保有目的は売却意図の存在にあるのに対して、満期保有目的有価証券のそれは売却意図の欠如にあるということのようである。

保有目的を、このように、「将来における機会の選択（売却意図の存否）」とみなしてしまってもよいのか、という点については、問題なしとしない。しかし、齋藤 [1995b] では、満期保有目的有価証券（配分資産）と売買目的有価証券（評価資産）との相違の本質は、本文の図表6における資産の性質（将来のキャッシュフローの確定性の有無）に求められているようなので、ここでは、この点にはふれない。

2) 齋藤学説における配分・評価概念には、本文で述べたように、将来キャッシュフローの有無といった計算対象にかかわる属性と、フローとストックとの関係といった計算方式にかかわる属性とが、含まれている。そして、本文では、そのうちの後者の計算方式にかかわる属性について、収益費用観および資産負債観という名辞を与えておいたが、それは、笠井が、便宜付したものにすぎない。

齋藤学説においては、配分・評価概念の全体を収益費用アプローチおよび資産負債アプローチとみている可能性もあり、その点は、不明であるというべきなのかもしれない。しかし、その場合には、計算方式を指示する適切な用語がなくなるので、ここでは、暫定的にはあるが、計算方式について、収益費用観・資産負債観という名辞を用いておく。

債券投資のように、将来にわたる成果が約束されたケースでは、満期以前の処分を想定しないかぎり（つまり、満期保有目的有価証券の場合には…笠井注）、その成果を帰属する期間に配分すればよい。ストックの評価は、こうした期間配分の観点から決められるのである。

……（中略）……

それに対して、満期以前に処分する可能性がある場合には（つまり、売買目的有価証券の場合には…笠井注）、債券の保有は投機のポジションにほかならない。いつ、いくらで処分されるかがわからない以上、最終的な成果もそのときがくるまで確定しない。そのような金融投資では、年々の成果がストックの評価を通じて測定されていく。いうまでもなく、それは確定したキャッシュフローの期間配分ではなく、価値の評価による成果の測定である。ひとくちに金融投資の成果といっても、そこでは、評価ないし測定の観点と、期間配分の観点とが、投資の目的や性質に応じて使い分けられている。

そして、「この評価と配分の使い分けは、なにも債券投資のケースに限られない」（斎藤 [1995b] 22ページ）とし、外貨換算の事例やオプション投資の事例に言及したうえで、次のような結論を導いている（斎藤 [1995b] 22～23ページ、波線・二重下線および傍点は笠井）。

それらに共通の問題は、金融投資の事後の成果を、価値の評価と期間配分のいずれの方法でとらえるのかであろう。債券を購入した場合なら、金利変動のリスクを負った投資の成果を、市場価格とキャッシュフローのどちらを基準に決めるかである。それは、投資の成果に関する事前の期待を、どのような事実で事後に確かめたらよいのかという、実物投資にも共通する基本的な選択に他ならない。そこで問われているのは、資産の価値をどう評価するのかに先立って、そもそもストックの価値評価とフローの期間配分の、どちらの観点に立つのかという、より本質的な選択の問題である。

以上のように、配分と評価という二項対立は、ひとり金融資産の下位カテゴリーである満期保有目的有価証券と売買目的有価証券との区分だけにかかわっているのではなく、事業資産（実物投資）にもかかわっているのである。つまり、今日の一般的理解によれば、配分資産には、満期保有目的有価証券（の償却原価）のみならず、事業資産に属する製品等（の取得原価）も含まれているのである。したがって、配分と評価との二項対立は、会計上の資産全体にかかわる区分に他ならない。以上を纏めれば、次のようになろう。

<図表7>

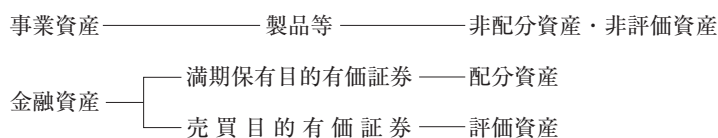
[配分資産・評価資産分類]

製品等	=	取得原価	} 配分資産
満期保有目的有価証券	=	償却原価	
売買目的有価証券	=	時 価	—— 評価資産

しかし、配分資産・評価資産分類が、このように、(金融資産のみならず事業資産をも巻き込む)資産全体にかかわっているとすれば、斎藤 [1995b] について、上でみたような議論、つまり、金融資産に属する満期保有目的有価証券と売買目的有価証券との本質的属性の分析から出発して、配分資産・評価資産概念の区分を導出する議論には、問題なしとしない。すなわち、逆に言って、配分資産・評価資産分類が、金融資産概念の下位分類に位置するのであれば、そうした議論で、何の問題もないであろう。

それを示したのが、次の図表である。

<図表 8 >



上図のような関係にあるのなら、たしかに、金融資産に限定して、満期保有目的有価証券と売買目的有価証券との相違を抽出すれば、配分資産と評価資産との区分のメルクマールが定式化できると考えてよいであろう。

しかしながら、斎藤学説においては、配分資産・評価資産分類は、けっして、金融資産概念の下位分類ではなく、図表 7 に示したように、事業資産・金融資産分類に対峙する、資産全体にわたる基本的分類なのである。

その場合には、斎藤 [1995b] のような議論の有意味性が、問われなければならないであろう。なぜなら、そこでは、もっぱら、売買目的有価証券と満期保有目的有価証券との区分のメルクマール、あるいはその二項対立のもとにおける満期保有目的有価証券の本質的属性が、論じられているにすぎないからである。しかしながら、会計理論の全体像を視野に入れるかぎり、論じられるべきは、製品等・満期保有目的有価証券(つまり配分資産)と、売買目的有価証券との区分のメルクマール、あるいはその二項対立のもとでの製品等・満期保有目的有価証券(つまり配分資産)の本質的属性なのではないだろうか。言うまでもなく、満期保有目的有価証券の本質的属性と、製品等・満期保有目的有価証券(つまり配分資産)の本質的属性とは、同じであるとは限らない。

もっとも、そのことに、斎藤 [1995b] が、気付いていないわけではない。そのことを認識していたことは、その論稿の「むすびに代えて」における次のような論述からも明らかであろう(斎藤 [1995b] 24ページ、一重下線および傍点は笠井)。

なお、評価と配分の選択は、本稿の範囲では(金融投資の範囲では、ということ…笠井注)将来のキャッシュフローが確定しているかどうか—ないしは確定した部分を独立に処理できるかどうか—で決められた。しかし、金融投資でなければ、それとは別の基準が必要かもし

れない。実物投資のケースでは、将来の成果は不確定でも、価値の評価を否定した配分計算が結果として原価評価に結びついている可能性もある。期間配分とはいっても、その方法は償却原価法に限られているわけではない。そうした問題は、別の機会に論じよう。

こうした主張からは、次の2点が読み取れる。まず第1点は、将来のキャッシュフローの確定性の有無という特質が、満期保有目的有価証券と売買目的有価証券との本質的属性であり、そのことから、配分資産と評価資産との本質的属性も、将来のキャッシュフローの確定性の有無に求められていることである。そこでは、将来のキャッシュフローの確定性の有無ということが、配分資産・評価資産分類のメルクマールであることが、一応、結論として導出されているのである。そして第2点は、それにもかかわらず、事業資産（実物投資）の場合には、その一般性が否定され、将来のキャッシュフローの確定性の有無とは別の基準が採用される可能性を示唆しているのである。<sup>3)</sup>

ここでは、このうちの第2点に注目しよう。配分資産に属することになると思われる製品の場合、将来のキャッシュフローは全体としてみれば不確定なのである（キャッシュアウトフローについてはその総額のみは確定しているが、その期間配分額は不明であるし、さらに、キャッシュインフローも不確定だからである）。したがって、将来のキャッシュフローの確定性という特質は、配分資産一般の特質ではない。そうであれば、将来のキャッシュが不確定でも配分資産（取得原価）になることは、「可能性」の問題ではなく、必然性の問題である。したがって、製品に関する別の基準にしても、「必要かもしれない」ではなく、不可欠であると言うべきであろう。

かくして、斎藤学説においては、斎藤 [1995b] に関するかぎり、製品（事業資産）をも含む配分資産一般の特質（したがって、配分資産と評価資産との区別の一般的メルクマール）は、不明なのである。

しかし、科学理論として、こうした在り方でよいのであろうか。すなわち、製品に関する将来のキャッシュフローが不確定であるとする、全体の論理からすれば、金融資産についても、配分資産と評価資産との識別基準が、将来キャッシュフローの確定性の有無ではないことになるのではないだろうか。その場合には、キャッシュフローの確定性の有無をメルクマールにした、金融資産に関する本文で紹介した斎藤学説の議論が、まったく無意味になってしまうのではないだろうか。

そうであれば、まずもって、配分資産と評価資産との一般的識別基準を明らかにすべきであり、その後、この一般的識別基準に照らして、金融資産についても、議論すべきだったのではないだろうか。

もっとも、全体の論理というより、局部局部でそれなりの論理が成り立てばよい、という部分

3) 配分と評価との区別のメルクマールが、「将来のキャッシュフローの確定性の有無」にある、ということを一応の結論としつつ（つまり、いわば原理的に妥当とみなしつつ）、その一般性を否定して、別の基準の存在を認める、という論法は、事業資産・金融資産分類における金融資産の時価評価に関する原理的妥当性とその一般的適用性の否定という論法に、類似していると言えないこともない。

の論理が斎藤学説の基本的考え方である可能性があるので、金融資産については、将来キャッシュフローに確定性があるという点を配分資産の特質とみなしつつ、事業資産については別の特質をもって配分資産の要件とすればよい、と考えているのかもしれない。

しかし、それでは、斎藤学説全体としての配分資産の特質に、首尾一貫性が欠如してしまうのではないだろうか。配分資産・評価資産の属性規定がそのように首尾一貫していなくて、はたして、ひとつの理論体系と言えるのであろうか。理論構築の在り方として、根本的に問題があると言わざるを得ない。

割引債と製品とを共に配分資産に組込むならば、上記したように、まずもって、割引債と製品とに共通する属性を明らかにしておくべきなのではないだろうか。そうした要件が不明なままに（そうした要件が存在するという確証なしに）、配分・評価という分類を主張することなど、理論的に可能なのであろうか。

#### (v) 配分概念に対する評価概念の位置づけ

最後に、配分・評価分類における評価概念の位置づけにふれておこう。いわゆる取得原価主義会計論においては、基本的には、配分概念しか認められていなかった。売買目的有価証券の時価測定が認められたことにより、それを説明する概念用具として、評価概念が、会計理論でも強調されるに至ったのである。その場合、配分と評価とが二項対立とされているいじょう、ごく素朴に考えれば、評価概念にしても、配分概念と対等な関係にあると思われるのであるが、斎藤学説においては、計算方式の側面に着目しながら、次のように、「補完」という位置づけが与えられている（斎藤 [2002] 435ページ、一重下線および傍点は笠井）。

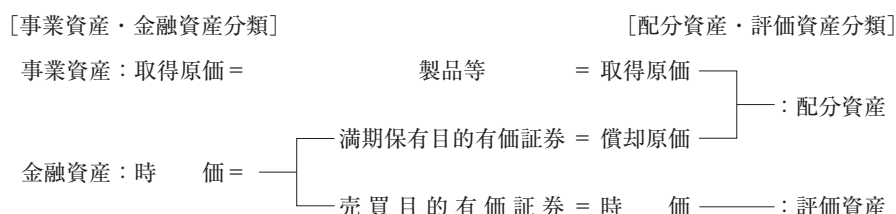
伝統的な収益・費用アプローチは販売や換金などの取引に着目して利益の実現をとらえてきたが、それに対して資産・負債アプローチは、事業から切り離された金融商品の評価に基づいて、実現した利益をとらえる可能性を拓くものであった。取引というフローを測るやり方が見落としてきた利益実現の一面を、 ストックの評価という面から拾い上げたわけである。 企業会計の中心となる実現利益の測定において、それは取引に基づくキャッシュフローの期間配分を補完する役割を果たしたといえる。

この場合の「補完」とは、一体どのような役割を意味しているのであろうか。具体的内容は、まったく不明であるが、「取引というフローを測るやり方が見落としてきた」ものを拾い上げたとか、「期間配分の補完」とかといった表現からすれば、評価（資産・負債アプローチ）という概念は、必ずしも、配分（収益・費用アプローチ）と対等な位置にはないようにも思えるが、評価概念をそのように位置づけてしまって、はたしてよいのであろうか。この点についても、後に検討しなければならない。

（4）事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係

以上において、事業資産・金融資産分類に基づく評価規約、および配分・評価分類に基づく評価規約を、できるだけそれぞれの論理を明らかにするように、いわば別個独立に論じてきた。しかし、その両分類は、言うまでもなく、斎藤学説というひとつの体系を構成しているのであるから、最後に、両者の関係について瞥見しておくことにしよう。事業資産・金融資産に関する評価規約は、理想的には、本来、図表5のようなになるはずであると筆者は想定しているが、ここでは、とりあえず、斎藤学説の主張に準拠しておこう。他方の配分資産・評価資産に関する評価規約は図表7のようなになるので、その両者を合体すれば、次のようになる。

<図表9>



上の図表において重要なことは、（3）（ii）でふれたように、事業資産・金融資産分類における金融資産の時価が、原理的には妥当であると断定されていることである。そのことは、事業資産・金融資産分類を、あくまで配分・評価分類と対等な位置に置こうとしたからなのではないだろうか。事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との調和の可能性あるいは学説全体の整合性を勘案すれば、金融資産の時価評価の撤回あるいは金融資産概念の修正という方向も考えなければならなかったとも思われるのに、あくまでこの評価規約を維持したということは、斎藤学説が、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との対等性を意識していたように筆者には感じられるのである。そこで、図表9における事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とのこうした関係を、ここでは同位関係とよんでおこう。

しかし、金融資産の時価評価に関する原理的妥当性と一般的適用の否定という主張は、（3）（ii）でも言及したように、いささか強引な論法であり、それだけに、種々の理論的混乱をもたらし得るものに他ならないのである。ここでは、その端的な一例を取上げる。

もしこの両分類が定性的な定義にとどまっていたのなら（そしてその両者に調和の可能性があるのであれば）、次の図に示すように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との交差する個所において、ひとつの評価規約が形成される可能性が、ないわけではない。

&lt;図表10&gt;

		配分	評価
事業資産		↓	
金融資産	→	割引債	

例えば割引債は、金融資産と配分資産との交差した個所に位置づけられるが、金融資産の「主観のれんの欠如」という属性と、配分資産の例えば「将来のキャッシュフローの確定性」という属性とに親和性があれば、その両属性に基づく唯一の評価規約が形成される可能性は、残されている。

しかしながら、斎藤学説においては、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とは、同格であり、かつその各分類が独自の評価規約を規定しているのである。したがって、一方、主観のれんの欠如した金融資産については時価評価という評価規約が、他方、配分資産のうちの割引債については償却原価という評価規約が既に定められているのである。そうであれば、金融資産概念と配分資産概念とが交差する割引債には、ふたつの異なる評価規約が存在することになるが、そのどちらの評価規約が適用されるべきなのであろうか。

それを示せば、次のようになる。

&lt;図表11&gt;

		配分	評価
		取得原価・償却原価	売却時価
事業資産	取得原価	↓	
		償却原価	
金融資産	時価 →	割引債	

この一例だけでも、斎藤学説における事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との同位関係性には、理論的に問題のあることが、推し量れよう。

そうであれば、斎藤学説の実相を理解するためにも、この同位関係性という点に注目しなければならないであろう。

#### (5) 論点の所在

以上において、斎藤学説について、事業資産・金融資産分類と評価規約、配分・評価分類と評価規約、そして事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係というみつつの視点から、筆者なりに紹介してきた。そこで、次に、論点の所在をみておこう。

事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが同格であるとすれば、そして、その同格性を





## 参考文献

- 大日方 [1996] : 大日方隆稿「金融商品の評価と開示(その1)」『企業会計』第48巻第11号
- 笠井 [2000] : 笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会
- 笠井 [2005] : 笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2010] : 笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2013] : 笠井昭次稿「会計の機能の再構成」『三田商学研究』第56巻第2号
- 笠井 [2018a] : 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説(1)——」『三田商学研究』第61巻第4号
- 笠井 [2018b] : 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説(3)——」『三田商学研究』第61巻第6号
- 斎藤 [1995a] : 斎藤静樹稿「金融資産の評価をどう考えるか」『JICPA ジャーナル』No.479
- 斎藤 [1995b] : 斎藤静樹稿「債券投資の成果と償却原価法——会計における配分と評価——」『企業会計』第47巻第6号
- 斎藤 [1999] : 斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
- 斎藤 [2002] : 斎藤静樹稿「終章 総括と補足」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社)
- 辻山 [2002] : 辻山栄子稿「Ⅸ-1章 利益の概念と情報価値(1)」(斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社)
- ビーバー [1986] : W. H. ビーバー著/伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房
- 山榊 [1967] : 山榊忠恕著『近代会計理論』国元書房
- 米山 [2003] : 米山正樹著『減損会計——配分と評価——(増補版)』森山書店